

平成 26 年度第 3 回茨木市立保育所の民営化
に伴う移管先法人選考委員会（道祖本）

議事要旨

- 1 日 時 平成 26 年 5 月 13 日（火） 午後 6 時 25 分～ 7 時 34 分
- 2 場 所 茨木市役所 南館 3 階 防災会議室
- 3 出席者（順不同）
 - (1) 選考委員会委員（◎は委員長）
◎小田委員、新野委員、和田委員、椋本委員、岡委員、吉村委員、
松岡委員、赤土委員、楚和委員
 - (2) 事務局
佐藤こども育成部長、中井保育幼稚園課長、小西保育幼稚園課民営化担当参
事、北川保育幼稚園課副主幹、窪田保育幼稚園課副主幹、西田保育幼稚園課
職員
- 4 案 件
 - (1) 移管先法人選考方法・基準について
 - (2) 移管先法人の応募状況について
 - (3) その他
- 5 発言要旨

委員長： ただ今より、第 3 回の民営化移管先法人選考委員会（道祖本保育所）
を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。
います。

本日の会議からは、移管予定保育所ごとに、委員会を開催させていただ
くこととなりますので、よろしく願いいたします。

また、全員ご出席ですので、本日の会議は成立いたしております。

なお、会議の公開または非公開につきましては、選考基準以降の審議
は非公開と決定しておりますので、本日の会議は、非公開となります。
それでは、本日の案件の審議に入ります。

本日の案件は、「(1) 選考方法・選考基準について」と「(2) 移管先法人応募状況について」でございます。

2件とも関連する案件でございますので、説明は、一括して事務局からお願いしたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、2つの案件を合わせて審議することといたします。

まず、「(1) 選考方法・基準」につきましては、各委員の皆様からご意見やご提案をいただくことになっており、4月末までが、締め切りになっておりました。

締め切りまでに、各委員の皆様からは、特に、ご意見はいただいておりますが、説明を聞かれた後で、改めて、ご意見等を賜りたいと存じます。

それでは、事務局からの説明を求めます。

事務局： それでは、移管先法人の選考方法と選考基準、それから、現在の応募状況につきまして、ご説明・ご報告させていただきます。

まず、資料のご確認をお願いいたします。

1点目、「選考項目チェックシート（参考）」でございます。

2点目、「予備審査における評価表（案）」でございます。

3点目、「予備審査の結果表（案）公表のイメージ図」でございます。

4点目、「本審査における評価表（案）」でございます。

5点目、「本審査の結果表（案）公表のイメージ図」でございます。

6点目、「選考基準（案）」でございます。

最後に、移管先法人からの申込書を添付しておりますが、これは、優先的に受け付ける期間中に、応募の意向が確認できた証としまして、この申込書に押印の上、ご提出をお願いしておりますので、ご報告させていただきます。

以上が本日の配付資料でございます。

よろしいでしょうか。

それでは、まず、第1回の選考委員会におきまして、選考基準（案）について、各委員の皆様からご意見・ご提案がございましたら、4月末までに、事務局までご提出をお願いしておりましたけれども、各委員の皆様からは、特に、ご提出をいただいておりますので、改めて、ご報告をさせていただきます。

第1回の選考委員会におきましても、選考方法及び基準につきましては、ご説明をさせていただきましたので、今回は、予備審査及び本審査の手法について、具体的に、ご説明をさせていただきます。

予備審査及び本審査の具体的な手法をご説明させていただく前に、選考基準にも関連いたしますので、前・後いたしますが、まず、移管先法人の応募状況について、ご報告させていただきます。

道祖本保育所につきましては、市内に法人本部を置き、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を営む、2つの法人からの応募の意向をお聞きしております。

この2法人につきましては、1つが「社会福祉法人とよかわ福祉会」、もう1つが「社会福祉法人十和会」でございますが、児童福祉施設は運営されておられません。

また、5月11日、日曜日ですけれども、現地説明会を開催した際には、〇〇市に法人本部を置く「社会福祉法人〇〇〇〇会」が来られましたので、応募書類のご提出はございませんが、3つの法人から応募があるかも知れません。

ご参考までに、中津保育所についても、ご報告をさせていただきます。

中津保育所につきましては、市内に法人本部を置き、かつ児童福祉施設を運営されています2つの法人からの応募の意向をお聞きしております。

この2つの法人につきましては、1つが「社会福祉法人親和会」、現、末広保育園、それと平成21年4月から民営化をいたしました「松ヶ本保育園」を運営されている法人でございます。

もう1つが、「社会福祉法人志陽会」、現、ひだまり保育園を運営されている法人でございます。

また、同じく、5月11日の現地説明会を開催した際には、本市に法人本部を置き、現、7つの保育園を運営されておられます社会福祉法人智恩福祉会が来られましたので応募書類の提出はございませんが、3つの法人から申し込みがあるかも知れません。

一方で、それぞれ3法人に施設を見学していただきましたが、申し込みをされない、または、辞退されることも考えられますので、現在のところ、申し込み期間の延長は行わなくてもよいというふうに考えておりますけれども、申し込み期間を延長する可能性がなくなったものではございませんので、よろしく願いいたします。

現在の応募状況に基づきまして、選考基準に関連する事項でございますけれども、道祖本保育所におきましては、先ほど、現状をご報告させていただきましたけれども、児童福祉施設を運営されている法人と、運営されていない法人から申し込みがあるかも知れません。

また、児童福祉施設を運営されていない法人のみになることも考えら

れます。

そのような状況になりますと、選考基準の経営基盤にございます、5つの項目のうち、保育事業における費用の適正及び生産性の分析ができる、または、できない法人があるという状況になります。

一方、中津保育所におきましては、児童福祉施設を運営されている法人のみの申し込みの可能性がございますので、経営基盤における5つの選考項目による分析が必要でございます。

第1回の選考委員会において、ご説明させていただきましたが、選考基準につきましては、あくまでも委員の皆様のご判断材料の一つとして参考にしていただくものでございます。

また、道祖本保育所における応募法人の経営基盤の分析の方法といたしましては、法人間の公平性を確保する観点から、経営基盤における法人全体の分析ができます、残りの3つの選考基準、安定性、収益性、それと継続性でございますけれども、残りの3つの基準を活用するという方法なども考えられます。

さらに、昨年度の選考委員会におきましては、経営基盤に関する分析及びその報告につきましては、専門的な分野でもありますことから、公認会計士の委員に一任していただいたという経緯もございます。

したがって、中津保育所における経営基盤の分析もございまして、経営基盤における選考基準につきましては、そのままとさせていただきます、道祖本保育所における経営基盤の分析及びその方法につきましては、公認会計士であります岡委員とご相談させていただければと考えておりますので、後ほどご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、選考基準におきましては、前回の会議において決定をしていただいた募集要領に基づきまして、選考基準(案)の3ページのフォロー図を修正しております。

優先募集期間を設けましたので、7日経過後というところの修正がございまして。

第2回のおきにお配りしたものと全く同じでございますけれども、1回目のおきからは、少し、この辺が変わっているところでございます。

それでは、選考項目チェックシート(参考)の資料をご覧ください。

応募される法人には、選考項目ごとに、移管後の保育所での取り組みについて、それぞれ記入をいただいております。

第1回の選考委員会におきまして、詳しくご説明をさせていただきましたので、説明は割愛させていただきますけれども、各委員の皆様へ評価をしていただくためのメモとしてご活用いただければと考えて

おりますので、よろしくお願いいいたします。

次に、予備審査に使用します評価表案をご覧ください。

3つ以上の法人から申し込みがあった場合にのみ使用する評価表案でございます。

昨年度では、下穂積保育所において、3つの法人から応募がございましたので、この評価表を使用して本審査に進まない1法人を選考していただきました。

また、まだ移管先法人の募集期間中でございますので、最終的な応募法人数は確定しておりませんが、仮に、3法人以上となった場合は、本審査に進まない法人を選考していただきたいというふうに考えております。

本審査に進まない法人を選考していただく理由といたしましては、仮に、本審査に進む法人を選考していただくこととなりますと、票決方式に改めておりますので、各委員の皆様にご2法人を選択していただくこととなります。

そうしますと、各委員の皆様が、投じた票の多い法人から本審査に進む法人を選ぶことになりまして、それぞれ第1位、第2位がおのずと分かってしまうことになりまして、本審査への影響が懸念されますことから、本審査に進まない、ご遠慮いただく法人を選考するというものでございます。

これは、昨年度の選考委員会でご議論いただいた手法でもございまして、本審査への影響を考慮したものでございます。

次に、予備審査の公表のイメージ図をご覧ください。

募集要領におきまして、応募法人名は公開することとしております。また、移管先候補法人を決定していただいた際には、決定していただいた法人名も公開することとしております。

したがって、予備審査の段階で法人名を公表いたしますと、どの法人が予備審査で落選したのかが分かってしまう形になりますので、図にございますように法人名は、A、B、C表記にさせていただければと考えております。

これは、あくまでも公表のイメージでございまして、昨年度の選考委員会と同様に、選考に当たりまして、その公明性を確保するため、各委員の皆様で意見交換をしていただく機会を設けていただければというふうに考えております。

したがって、集計結果につきましては、委員名、法人名ともホワイトボードに記載させていただき、意見交換をしていただければと思

ます。

先ほどの予備審査の評価表案を決定していただきましたら、こちらに本審査に進まない法人を選んでいただきまして、それを事務局の方で回収させていただきます。

その後、委員名と法人名も明らかにしたホワイトボードに結果を記載させていただきまして、そこで意見交換をしていただければと考えております。

また、評価表につきましては、回収させていただきますけれども、事務局の方で、すぐにシュレッターで破棄をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、本審査の評価表案をご覧ください。

本審査につきましては、応募された法人が有する施設への視察及びヒアリングを経て、選考委員会の最終回で、移管先候補法人を決定していただくこととなります。

本審査に進みました応募法人2法人の中から、移管先候補法人を決定していただくこととなりますので、各委員の皆様におかれましては、移管先として、よりふさわしいと思われる法人の選考結果欄の方に丸印をご記入していただくこととなります。

その結果につきましては、本審査の結果表案の公表イメージ図をご覧ください。

応募法人名及び移管先候補法人名は、公開することとしておりますので、移管先候補として決定していただいた法人名は公開させていただきたいと考えております。

また、選に漏れた法人名については、そちらにございますように、B法人などと表記して公表したいと考えております。

さらに、選考委員会の委員数は道祖本、中津保育所、それぞれ9人の委員で構成しておりますので、必ず、一方の法人が多数となり、移管先候補法人を決定していただけることとなります。

なお、予備審査及び本審査の公表にあたりましては、移管先候補法人として、より優良な法人を選考していただくこととなりますが、社会福祉法人そのものの評価ではないことから、選に漏れた法人への配慮ということも考慮いたしまして、※印で、この選考結果そのものが現在の法人を直接評価するものではございませんという表記をしたいというふうに考えております。

説明、報告につきましては以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長： ありがとうございます。

案件2つに関する資料を同時に説明していただきました。

「(2)の移管先法人の応募状況」を踏まえ、「(1) 選考方法、基準」について、幾つかご審議いただくべき論点がございます。

ただ今、ご説明いただいた応募状況を見ると、例えば、経営基盤などの選考項目について、予め、委員の皆様方で共通認識を形成しておく必要があるためです。

1点目は、選考基準の5番目にある経営基盤5項目にわたって審議することになりますが、児童福祉施設を設置する法人、しない法人で、全く、同じ基準を適用するということができるかということです。

そこで、基本的には、経営基盤の5項目を生かしつつ、各応募法人の経営基盤の分析、解説については、専門家の岡委員にお願いをして、各委員にご報告いただき、委員会として審議するという流れを事務局から提案いただいています。

このように、ベースの違う法人が応募してくる可能性がありますので、予め、そういう審議の仕方をしていいのかどうかについて、ご意見を賜りたいと存じますがいかがでしょうか。

A委員： この経営基盤の中で、ベースを合わせて、保育事業をしてない部分については、比較しないという意味ですか。

委員長： それが相応しいという結論になれば、そのようにいたします。

A委員： 他のチェック項目の中にも、色々な保育の内容があつて、現在の状況とかを記入いただく欄があります。

そうすると、結局、保育事業をしていない法人については、経営基盤の問題だけでなく、保育内容などについても、記入していただけないということになって、それを合わすとなると、かなり各項目においても抜けたような議論になると思うのですが、そのあたりはどのようなのでしょうか。

委員長： 経営基盤の点について、ご報告いただきましたので、例として取り上げましたが、保育所を現在、経営しておられないところについては、保育内容に関する、現在の保育所の記載事項というのは空欄になります。

したがいまして、移管予定の保育所について、来年度からどのように運営していくのかという方針を記載していただくことになります。

ただ今、ご指摘がありましたように、保育所を経営しておられる法人と、経営しておられない法人を同じ土台で審議するのは、難しいことになるわけです。

そういった状況があり得ますので、この基準の扱いについて、予め、

委員間で合意を得たいと考えています。

事務局： 他の項目につきましても、今、既存の施設を運営されている社会福祉法人ですと、必ず、何らかの事業をされています。

したがって、記載していただける項目については、記載していただきたいというふうに、法人にお願いをしております。

また、第1回の委員会の中で、少し、ご説明させていただいたのですが、けれども、「今後における移管先での保育所の取り組み」の方を重点的に見ていただきながら、評価をしていただきたいということで、事務局といたしましては、ご説明をさせていただきました。

したがって、その項目を重点的に見ていただくということ、また、既存の施設ということになりますと、例えば、避難訓練でありますとか、そういうことにつきましては、仮に、障害者施設でありますとか、老人福祉施設でありますとか、そういうところでの避難訓練というのは行っておられますので、児童福祉施設を運営されていないところは、それぞれ施設の取り組みを記載していただくように、お伝えをさせていただいております。

委員長： 施設を運営している応募法人であれば、出来るだけ、関係項目の記載をしていただくことによって、ご推測いただけるのではということでございます。

応募は、まだ、締め切られておりませんので、どういう状況になるかわかりませんが、ベースの違う法人間の比較をするということが、あり得るという前提で、予め、選考方法、基準について懸念される点がございましたら、ご意見をいただきたいと存じます。

A委員： 今、事務局がおっしゃったような形で、記載できるところは記載していただいてというような話であれば、経営基盤のところについても、保育事業についての資料を出していただいて、岡委員の方で、それについてのコメントを我々に分かるように説明していただくというのは必要かなと思えますが。

B委員： 昨年度、経営基盤の項目が1番から5番まであり、1番から4番までは、実績を見ておられるのです。

5番の継続性というのは、将来に対するもので、実績の決算と別に、運営収支計画を出していただきますので、移管後の収支計画をベースに継続性の判断をされておられます。

そうすると保育事業に関しては、当然、保育施設を持っておられないところは実績がないので、データそのものがないということになります。

2番、4番に関しても、将来の収支計画で分析するかということ、でき

なくはないのですが、将来のことですから、やっぱり未確定の要素も強くなってくるのです。

そうすると、それは、ちょっと、5項目のうち、2、4、5番が、将来計画で判断することになるので、不確定な要素が強くなり過ぎるかなという懸念もあるのです。

正直、私も、どうしようかなと、まだ悩んでいるところなのですが、余りに計画の方を使い過ぎるのもどうかと思う一方で、保育施設を現に運営されているところと、全くされてないところが2つ残ったというときに、片一方が保育施設をされてないので、保育事業の部分は一切、分析から外してしまってもいいのかということもあって、そのところが正直、今のところ、私自身、答えがまだ出せていないので、また、今日、この場で、ご意見をいただければ、参考にさせていただいて、考えたいと思っているところなのです。

今、おっしゃっていただいたことも、一つの計画で、2番、4番をやったらどうだということも十分、検討しないといけない内容だと思っているのですが、それが良いのかどうかということも、まだ判断しかねているというのが正直なところなのです。

A委員： 将来的な話については、見通すことが難しいだろうという話ですが、ただ、現実には、保育事業を実施されている事業所について、保育事業の実績ということについては、一定、これは、こういうものですよというようなご判断をいただけたらと思うのですが。

B委員： もう一つのやり方として、今、私の中にあるのは、実は、全国平均というのが、福祉医療機構から指標に出ているのです。

それとの比較というのは、出来るかと思うのです。

だから、平均と比べて、この法人の保育事業は、どうですよというご報告はさせていただけるのですが、運営されてないところについては、何も出せないわけです。

そのようなところが、判断しかねているところで、事務局からも相談を受けているのは、応募法人の平等性（公平性）というのを、どう考えるかということに行き着くのではないかと思っているのです。

同じ視点で見ないといけないところを、厳密に言うと、分析できない項目がある法人があれば、分析できない項目を除いて比較するというのも、1つの平等だと思うのですが、一方で、保育所を既にやっておられるところと、やってないところ、元々、違うのだから、違う視点があっても、それが平等じゃないかという考え方もあるのかなと、何を持って、平等と考えるのかというのが、ちょっと難しいところかなと

思っているのです。

そこを皆さん、どう考えられるのか、今日、実は、お聞きしたいと思っていたのです。

C委員： 前回のときに、もし、そうなったときの判断基準のところでお聞きしたと思うのです。

スムーズな引き継ぎとか、公立保育所としての連続性というあたりの保育の質という部分が、保護者の方にとっても、そのところは安心感につながる重要なポイントかなと思っているところです。

そのときに、行政の責務も重要ということで、附帯意見を付けていくとおっしゃったじゃないですか。

だから、土台がちょっと違う中で判断するというのは、本当に迷うのです。

公立保育所を民間に委ねるというあたりの重さというのは、スムーズにいかなかったら、しんどい思いをするのは、子供とか保護者だと思うのです。

だから、その附帯意見のあたりの、もう少し、サポートというのか、具体的な部分で、何か、空白となったら、やっぱり不安じゃないですか。

やっぱり、確かに見通しという部分では若干違ってくるとしても、ある程度、自分たちは、こういうふうな保育所にしていきたいというビジョンとかが、そこに網羅されていたら、法人の想いも伝わってくるので、ある程度、判断もできるかなと思うので、そのあたりのところで、ちょっと、お聞きしたいなと思うのです。

事務局： まず、応募書類の提出なのですけれども、先ほども、少し触れましたけれども、移管後の保育所での取り組みにつきましては、全て、この項目に記載していただく形になります。

したがって、応募法人が、どのように保育所を運営されたいのか、また、職員配置については、どうであるか、理事長のお考えは、どうなのか、施設長の配置の考え方はどうなのか、さらに、三者協議会、引き継ぎ体制という項目もございます。

例えば、チェックシートを見ていただきますと、1番の法人の基本姿勢の⑥に、引き継ぎ体制と三者協議会という項目がございます。

ここについては、合同保育の基準というのを、市から示しておりまして、その基準に基づいて実施していただくのか、もしくは、法人がそれ以上の基準で実施していただけるのかという、法人の積極性でありますとか、そういうところは、こういうところでもご判断いただけるかなというふうに考えております。

それぞれの項目につきまして、移管予定の保育所での取り組みというのは、しっかりと記載をしていただけることになっておりますので、そこで応募書類を見ていただきまして、ご判断していただいた、評価をしていただいたときに、何か、そこに不安が残っておられるとか、委員会として、少し不安であるというようなことがございましたら、附帯意見を付して、選考していただくことも考えられます。

一方、そういうご不安がなく、しっかりと運営ができるというご判断を各委員の皆さんからいただいたのであれば、選考委員会の結果として、移管先候補法人を決定していただくというふうな流れになってくるといふふうに思っています。

必ず、移管後の保育所での取り組みは記載していただいておりますので、その部分でご判断していただければというふうに考えております。

委員長： 予備審査は、書類だけで行うことになりましたので、特に、将来どうするかという点については、全ての応募法人の比較ができます。

一方、実績という部分については、現に保育所を運営しておられないところは空白になる、それは、やむを得ないことだろうと思います。

したがって、そういった点については、完全に同じような資料を出していただくということは、最初から無理があるのではないかと思います。

比較し得るところは、資料ベースで比較し、そうでないところは各委員に、個別にご判断をしていただいて、本審査に進む法人を決定していただく。

本審査では、予備審査での資料をベースにして、現地での視察も行って、経営者の方々から直に、お話を聞くという機会もありますので、そこで具体的な判断材料が得られるのではないかと思います。

これまではそういう形で進めてまいりましたので、色々ご懸念の点はあろうかと思うのですが、事務局から説明がありましたように、資料が必ずしも整わない点がありますけれども、そういう点も、一応、考慮しながら、選考の議論を進めていくという前提で、選考基準、選考方法についてお考えいただき、今の時点で、ここは、こう直しておくべきであるといったような点があれば、ご意見を出していただきたいと思っております。

A委員： この選考基準で、別に、構わないと思うのですが、嫌な言い方をすれば、将来のことは、どうにかなると思います。

実績のあるところは、実績を踏まえて記載するので、その点でいうと書類審査（予備審査）となった場合に、その辺の見極めができるのかな

というのも考える必要がある。

委員長： 書類で申請をしていただく段階で、読んだときに与えるイメージとして、実績は十分あるけれど、それをうまく表現できていないとか、その逆のケースもあって、こういう選考には、どうしてもつきまとうことではないかなというふうに思います。

必ずしも、全てが、資料に表現されているわけではないという前提で、選考委員会において議論をするというふうに、お考えいただくざるを得ないのではないかなと思うのです。

その議論の中で、疑問に思う点とか、各委員、それぞれ専門のお立場からご判断をいただくという、そういう場がこの委員会ですので、そこは我々の汗のかきどころというふうに考えるしかないのではないのでしょうか。

D委員： この色んな基準の中で、概ね、それなりに判断できるのですが、昨年、経営基盤というのは、非常にプロ的な視点がいます。

各項目に数字が並んでいて、それが本当に経営上、健全なのか、私は見て分かりませんでした。

一定、色んな基準に対して説明いただいて、やっと分かったというのが実情でございます。

そういう難しいところがありますので、より専門の岡委員の方から説明していただいたらありがたいと思います。

また、その要素の中で、保育事業をやっているか、やっていないかというところを公平に判断するというのは、非常に難しいと思います。

当然、保育所を選ぶということが基準になりますので、運営されていないと、圧倒的に不利になってしまうというのは、確かだと思っております。

したがって、判断基準としては、これは私の考えですけど、保育事業の分は除かないと判断できないのかではないかと、法人全体の経営基盤が健全なのかどうか、公立で運営してきた保育所を法人に任せますと、そのときに、経営基盤が大丈夫なのか、その安心度という視点ぐらいしかないのかなと、その中で、保育所を運営されておられたら、そこが圧倒的になってしまいますので、その部分については、参考程度で、意見をいただくような形にはできないのかなと思います。

今、現実に保育事業やっておられて、そのことについて、参考に意見をいただくと、それは参考で、あとの3つについて判断するようなベースでないと、どうしても、保育をしていただくところを選びますから、実際、やっておられるところは有利になってしまうと思います。

そのようなスタンスで、専門的な立場から、ご意見をいただければ、

ありがたいと私は思うのです。

E委員： 保育をやっておられるところの場合、全国で保育をやっておられるところとの比較ができると、岡委員がおっしゃいましたけども、保育以外の事業をやっておられるところが、どのような経営をなさっているかということは、その保育以外の事業をやっておられるところとの比較はできないものかどうか、健全な経営をされているか、どうかというような手法が分析できないかどうか、それができれば、保育をやられても健全な経営はしていただけるのではないかという目安になるのではと思います。

そういう分析ができないものか、岡先生にお願いをしないとイケないと思いますけれども、標準的な保育をやっていない福祉事業との比較ができるものか、そういうのも参考にさせていただいたらと思います。

同じ土俵に乗れないのだったら、それ以外のところは、他の法人と比べて、どうかということを、難しいかも分かりませんが、やっていただけたらありがたいです。

B委員： ご希望に添えられるかどうか、分かりませんが、例えば、保育所をされていないところだけが、応募された場合、1つの考え方として、経営基盤の1番、3番、5番の3つだけで分析をするという考え方もあるでしょうし、2番、4番については、先ほど、ご意見がございましたように、計画で分析をするという考え方もあるでしょうし、逆に、2番、4番も、全体で分析してしまうという考え方もあると思うのです。

法人全体の費用の適正性、生産性というのは出せるので、ただし、保育事業ではないので、それが、そのまま保育事業も経営できるかというのは分からないですけど、全体としては、こうですというのを、まず、実績ベースで出しておいて、それと計画として出していただく、保育事業の部分の2番、4番とが余りに違っていたら、それは、ある意味、絵空事を記載しているのではないかというような、参考情報の一つになるかも知れないので、やっておられない者同士であれば、今みたいに色々な数値というか、情報は多分、皆さんにお示しできると思うのです。

一番、厄介なのは、あるところとないところが、同じ保育所に応募された場合、どうしようかなというのが一番悩ましいところで、その場合も、経営基盤の2番と、4番については、法人全体の分析も出す、保育事業をしておられるところは、保育の部分だけを出す、それと、また、計画ベースのものを出すと、資料の数がふえて、逆に、見えにくくなる可能性があるんですけど、できるだけ情報として、お示しできるものは出すという形で、ご説明させていただくということしかできないのかな

と思っています。

ただ、これから、実際の応募が、どういう形になるのか分からないので、先ほど、事務局の方から提案がございましたように、経営基盤の分析・説明につきましては、一任いただければ、助かると思っています。

基本的な考え方は、今、申し上げたような考え方でやってみてはどうかと思っています。

ただ、計画として出てくる数値は、実績のものに比べたら、少し、大まかな数字なので、実績と同じだけの指標が揃うかどうか、今、ざっと見ているだけなので、何とも言えない部分があります。

また、指標については、費用の適正性の中でも、5個か、6個くらいあるのですが、それが、全部、お示しできるか、正直、分かりませんが、できる範囲で出させていただいて、「実績ベースでこうです」、「全体ではこうです」、「計画ではこうです」という形で見ていただいて、それが、余り不整合がないのであれば、この計画ベースのものを、ある程度、信頼して判断していただいてもいいのではないですかというご意見を出させていただくと、そういう形でどうでしょうか。今、ずっと考えておったのですが、どうでしょうか。

委員長： 審査基準5項目の中で、最も、公平性が問題になるのは、この経営基盤のところだろうと思います。

最初に、ご説明がありましたように、その経営基盤につきましては、やはり法人間の公平性に配慮しながら、その一方で、法人それぞれの間で差をつけて、良し悪しが分かるような分析をしていただくということになりますと、これは法人会計に精通しておられる専門家の岡委員でなければ、難しいのではないかと思います。

どのような比較の資料を作っていただくか、また、どういう視点から比較していただくかという点も含めて、岡委員にご一任をせざるを得ないように思いますが、各委員いかがでしょうか。

事務局からご提案がありましたように、経営基盤につきましては、岡委員に資料の解説をしていただいた上で、そのときの比較の視点などについても一任をさせていただくと、また、その解説を聞いた上で、各委員が独自に、「A法人がいい」、「B法人がいい」という判断をする、その判断は、各委員の責任において行っていただければどうかと思いますが、いかがでしょうか。

D委員： 先ほど、申し上げましたけれども、実績のあるところ、ないところを客観的に比較するのは、やはり非常に難しいと思っています。

ある程度、客観性を重んじながら比較、本当に、ご苦勞をお掛けすることになり、申し訳ないのですが、そのような分析をしていただいて、その後、各自が判断していくということをお願いしたいと思います。

ご苦勞をお掛けし、申し訳ないですけれども。

委員長： それでは、論点の1点目ですけれども、選考基準そのものの項目については、ご意見はございませんでした。

その基準の中で、特に、公平性が問題になる経営基盤については、基本的に岡委員にご一任をし、その後、岡委員からのご説明をベースにして、各委員でご判断いただくということに決したいと存じます。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、次に、本日の資料に出ております「選考項目チェックシート」の取り扱いについてでございます。

これは、選考基準そのものではなく、基準項目を抽出した便宜のための資料（メモ）でございます。

この資料を回収して、評価の高かったものを優位とするといったような使い方は、前提としていないということでございます。

こういう作業用のシートを使うということ自体については、ご異論ございませんでしょうか。

これを使う、使わないのは、任意でございますけれども、一応チェックシートも活用し得る資料として、お認めいただいたということにより好吗。

各委員： 異議なし。

委員長： 次に、選考の方法です。

応募状況によって、色々と選考の流れが変わってまいります。

冒頭に、ご説明がありましたように、3つ以上の法人から応募があった場合には、予備審査を経て、本審査に進むというふうに、2段階になるということについては、ご理解いただけていると思います。

3つ以上の応募があった場合、次回の選考委員会におきまして、岡委員の方から、法人会計を分析していただいて、ご報告をいただいた後に、本審査に進む2法人以外の法人には、ご遠慮いただくという決定を、まず、予備審査として行います。

そのときは、今、申し上げましたように、予備審査では、本審査に進まないところを選ぶということになるわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

最初から1、2、3と順位を付けるという考え方もありますけれども、そうすると本審査を先取りするようなことになって、予断を与えるとい

う議論があったので、こういう2段構えの審査になっています。

このようなやり方が審査方法として適当か、否かという点が2番目の論点になりますが、いかがでございましょうか。

B委員： 今、これ例としては、3法人の場合の例なのですが、もし、4法人になった場合は、遠慮いただく法人というのは、2つを選ぶことになるのですか。

事務局： はい、そうです。

委員長： 予備審査の評価表（案）が、次の資料として、提案されています。

ここには、3つの法人を想定されているのですが、結局、この3つの法人のうち、ご遠慮いただくべき法人にチェックを付けるということになります。

4つ以上であれば、チェックを付けるのが、2つ以上になります。

そして、それを公表する場合のイメージ図が、その次の資料ということになります。

これも予備審査の結論が、本審査の判断に影響を与えないようにするという事務局からの提案資料でございしますが、こういうような進め方についていいか、どうかということです。

これも2番目の論点として、確認をしておきたい点でございしますが、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： 次に、予備審査の次の本審査でございします。

どのような形で最終的に判断して、それをどういう形で公表するかという資料もございします。

結局、2つの法人に絞られた後、本審査では、各委員が、より優良だと判断される法人に、チェックを付けていただくことになります。

その結果は、最後の資料にあります「公表イメージ図」のような形で固有名詞は出ませんが、各委員が判断された結果として、公表されるということでございます。

このようなイメージで、本審査が進められ、議論のやり方として、こういう方法を取るということについては、ご異論ございませんでしょうか。

A委員： 去年もこれと同じような形で本審査やって、公表して、それについて何か、やり方について、クレームとか、意見とかいうのは、事務局の方にはありましたか。

事務局： 昨年度にお示しさせていただいた資料には、結果の欄の前に、何対何というのを入れさせていただいていました。

それが、何対何ということがなくても、結果欄の「◎印」を見ていただいたら、十分、分かるのではないかという、ご意見もございましたので、そういうところに配慮させていただきました。

また、先ほど、この選考結果については、法人そのものを評価するものではなく、より優良な法人を選んでいただいたということが、明確に分かるような形で、今回、※印を付けさせていただきます。

昨年度には、そのようなご意見をいただきましたので、少し、修正・追加させていただいております。こういうところが変更になったところでございます。

委員長： それでは、本審査段階での評価表の書き方、それから、それを集計して公表する場合のイメージについて、事務局からの提案どおり、お認めいただけますでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、審議案件(1)、(2)につきましては、応募状況を踏まえ、事前に、選考過程で問題になりそうな基準、それから選考方法について、ご確認をいただきました。

いずれも事務局の原案をご承認いただいたという結論になりました。本日の実質的な案件は、これで全て終了でございます。

基本的には、ご提案の選考基準、選考方法にしたがって、次回以降の委員会を進めさせていただくということに決しました。

その他として、事務局から何か、ございますか。

事務局： 本日は、慎重なご審議を賜りまして、誠にありがとうございます。

今後のスケジュールでございますけれども、次回の選考委員会につきましては、法人会計の審議を予定しておりますので、岡委員に分析をしていただくお時間も必要となってまいります。

したがって、次回の選考委員会は6月23日、月曜日から7月4日、金曜日までの間に開催させていただきたいというふうに考えておりまして、各委員の皆様とスケジュール調整をさせていただいているところでございます。

日程が決まり次第、正式に、ご案内させていただきますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

A委員： この前、6月23日から7月4日の間に、岡先生の答えをいただいて審査ということですが、資料は、事前にいただけるのですか。

事務局： 6月23日までが募集期間になっておりますので、応募書類が届き次第、各委員の皆様にお配りをさせていただきたいというふうに考えております。

A委員： 岡先生の結果は当日。

事務局： はい、そうです。次回の会議の冒頭でという形でお願いしたいと思います。

A委員： それと3法人じゃなくて、2法人になった場合は、2法人に選考するという必要はなくなるわけですので、その場合には、経営基盤の審議ということになりますね。

事務局： そうです。

委員長： その他、予定外の案件で、他の委員から何か、ご発言はございませんでしょうか。

B委員： 基準の27ページにある、後ろから2ページ目ですね。
「③収益性」の2番目の項目が「事業収入対経常収支差額」となっていると思うのですが、厳密には、「事業活動収入対経常収支差額」でございます。

事務局： ありがとうございます。申し訳ございません。

委員長： それでは、以上をもちまして、第3回民営化移管先法人選考委員会を閉会させていただきます。
円滑な審議にご協力いただきましてありがとうございました。